

ADR法

司法型、行政型、民間型

広義のADR

司法型ADR

- 簡裁、地裁の民事調停
- 家裁の家事調停
- 労働審判法による調停
- 裁判上の和解

行政型ADR

- 消費生活センターのあっせん
- 労働局のあっせん
- 労働委員会
- 建設工事紛争審査会
- 公害等調整委員会

民間型ADR

- 弁護士会紛争解決センター
- (社)日本商事仲裁協会
- (財)交通事故紛争処理センター

ADR法
(2004年)

ADR法

- **司法制度改革**に基づく立法として、ADR法は2004年に公布、2007年に施行された。
- **民間型ADR**の促進を目的としたものである。(行政型ADR、司法型ADRは対象外。)
- ADRの促進を目的として、①総則規定(基本理念、国等の責務等)と、②**ADR機関の認証制度**について定めている。
- ADR認証制度の取得のためには、紛争の範囲、手続実施者、標準的な手続の進行などに加えて、**弁護士助言**の明確化を要する。認証の効果としては、**弁護士法**の例外となる他、時効中断効がある。

ADR法の課題

- 機関を作るインセンティブはあっても、サービスを提供するインセンティブが希薄な状況を打開できていない。
- 一般市民の認知度の低さの問題を指摘する関係者は多いが、弁護士等の専門家からの信頼性が低い点がむしろ決定的。ひとこと言えば、アイデンティティの確立が未熟。(専門性と素人性、効率性と対話性など)